

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和元年 8 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員 中山 芳一

署名委員 寺師 清満

奄美市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 招集日時 令和元年8月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3		11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

肥後 安美

5. 議事に参与した者

事務局長 用稻 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・9月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第46号 非農地の認定についての決定について

- 議案第47号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外・編入)
- 議案第48号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
- 議案第49号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和元年第8回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、11番 中山 委員と12番 寺師 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第44号から議案第49号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>2ページ. NO. 35につきましては売買による所有権の移転でございます。 土地の所在は名瀬の大字浦上1筆で面積が1707㎡でございます。 取得地には4ページにありますようにさとうきび・野菜等を栽培する予定です。</p> <p>9ページ. NO. 36につきましては売買による所有権の移転でございます。 土地の所在は笠利町の1筆1202㎡でございます。 取得地には12ページにありますようにさとうきび栽培する予定です。 以上2件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
11番	<p>(中山委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNO. 35の譲受人について調査報告します。 8月19日10時30分頃受人に電話で事務所の場所をお聞きし、11時に事務所で申請の内容を確認しながらお話を聞く事ができました。 受人は現在笠利町で娘、娘婿と3人でサトウキビを生産しているという事でありました。今回の申請地は浦上の住宅街の農地であり、そこには柑橘類を植栽したいとの事でありました。特に問題はないと思います。以上です</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNO. 35の渡人と土地について調査報告します。</p> <p>8月19日に17:45分に伺いましたら夫婦とも留守で、隣近所の方にお聞きしましたら、現在入院されているという事でしたので、弟さんに電話で確認いたしましたところ、申請書どおり間違いありませんという事ございました。</p> <p>土地は川沿いにあたりまして、隣近所の方が以前から野菜を作ったりして、現在畑としてきれいな状態になっております。バナナも何本か植えられていました。何ら問題はなかろうかと思えます。</p> <p>第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおり</p>

でありますのでご報告いたします。

10番

(泉委員)

農地法第3条の規定によるNO.36の譲受人について調査報告します。
8月20日火曜日午後3時頃、受人に会って話を聞くことができました。
申請書類については間違いがないという事で確認していただきました。
対価については面積に対しての金額を記載しているという事でした。
以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

(竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請NO.36の譲渡人に、8月23日16時20分に電話いたしました。

譲渡人は京都府に在住しており、譲受人とは遠い親戚になるそうです。

申請内容については、土地の所在、面積、売買金額等、記載内容に間違いがないことで確認とれましたのでご審議よろしくお願いたします。

15番

(土浜委員)

農地法第3条の規定によるNO.36について、調査報告をいたします。

土地について、8月20日午前10時頃現地の見に行きました。

申請地は現在草が生えていますが、除草剤がまかれた後でした。

周辺は受人の倉庫やサトウキビ畑、牧草畑などでしたので何ら問題はないと思います。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第44号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

17ページ. NO. 19につきましては、売買による所有権の移転で、転用目的は一般住宅としての申請でございます。

申請地は市役所より北北西に3.4kmの場所に位置します。1筆で132㎡です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

24ページ. NO. 20につきましては、売買による所有権の移転で、墓地にするための申請です。申請地は市役所から北北東に8.5kmの場所に位置しており面積は55㎡になります。

墓地申請は個人でできないため地縁団体として町内会が受人になります。

そのため環境対策課との調整も済んでおります。

申請地は集落内にある土地で周りを雑種地と墓地に囲まれており、農振農用地区域内の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

34ページ. NO. 21につきましては、賃借権設定による中古車販売場としての申請でございます。貸し人が3名おられて奄美市外にお住まいの方になります。

申請地は市役所から東に4.6kmの場所に位置します。1筆で1044㎡です。

<p>議長</p>	<p>都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。以上3件でございます。</p> <p>(吉会長)</p> <p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>第5条の申請によるNO.19の受人について報告します。</p> <p>先月の案件で譲渡人の確認がとれなく保留になった案件ですが、8月20日午後6時頃に譲受人に電話にて確認をいたしました。</p> <p>前回の確認どおり、住所、土地の所在、土地の対価等を確認し、申請書の内容は間違いのないと事で確認いたしました。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>11番</p>	<p>(中山委員)</p> <p>第5条の規定によるNO.19の譲受人について報告します。</p> <p>先月の案件ですが、先月は渡し人に連絡が取れなかったという事で、再度8月21日午前10時10分に渡し人宅に電話したところ、息子さんが出て、本人は外出中で午後には帰るという事から、15時に再度電話して本人と話をすることができました。申請書の内容には間違いのないという事で確認しました。先月は島外で入院中であったという事で、本人から何度も電話いただいて申し訳ありませんという事で謝罪もされました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>6番</p>	<p>(西委員)</p> <p>NO.19について、8月23日午後4時頃、申請地を見に行きました。</p> <p>申請地はバス通りにあり、周りは住宅に囲まれています。現状は以前にコンクリートが敷き詰められた状態でありました。</p> <p>委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>7番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条申請NO.20の譲受人、土地についての調査報告をします。</p>

8月19日午前10時40分頃現地に到着しまして、譲受人と面会をしまして確認をいたしました。郷友会から墓地を作りたいと要請があり、申請に至りましたという事です。

土地について、現地は背丈以上の草山で完全な耕作放棄地でございます、海岸のすぐ向かいで、農振地域に指定されていたことが不思議なくらいでした。以上です。

6番 (西委員)

NO.20、農地法第5条による許可申請、8月23日午後6時頃に渡し人に自宅の方で聞き取り調査をいたしました。

渡し人はこの申請地で農業はしておらず、また土地が海沿いにあり砂地のため作物が作れない畑であり、町内会から墓地を作りたいという事でこの土地を贈与しますという事です。地番、面積とも申請書どおり間違いのないという事です。以上です。

7番 (前山委員)

農地法第5条NO.21の受人について報告いたします。

8月19日の11時過ぎに訪問しました。本人は留守で、旦那さんとお会いして調査をいたしました。その結果番地、面積、対価等について間違いありませんので、よろしくお願ひしますという事でございました。

土地について報告します。

現状は空き地になってはいますが、一部コンクリートは張られ、以前も何かに使われていたような感じもします。この土地に中古車販売をしたいという事でございます。

事務局 (用稲局長)

5条NO.21の譲渡人3名の方に電話で確認しましたので報告します。

8月16日午後4時38分に兵庫県尾崎市にお住まいの譲渡人、8月14日午後3時5分に鹿児島市西陵にお住まいの譲渡人、8月20日午後4時49分に埼玉県川越市にお住まいの譲渡人、それぞれに電話にて申請書類の内容の確認をいたしました。

譲渡人の住所、土地の所在、土地の対価等を確認し、申請書の内容に間違いのないとの事で3名の譲渡人本人に確認がとれましたので報告いたします。

委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第45号農地法第5条による許可申請については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第46号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議案第46号、非農地の認定について2件の申請が出ております。

44ページをお開き下さいNO.4につきましては、願い出人が不在者財産管理人の司法書士の方でございます。申請地は笠利総合支所より南南西に3kmの場所に位置します。現況が山林化しており耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないため証明願でございます。申請地は2筆41㎡です。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

49ページ、No.5につきましては、申請地は市役所より東北に6kmの場所に位置します。面積は419㎡で、申請地は以前から山林化しており農地としての利用は非常に困難という事でございます。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしく願いいたします。以上2件でございます。

議長	(吉会長) それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。
11番	(中山委員) NO. 4について、8月20日午前9時に申請人に電話し、11時に申請人の事務所で待ち合わせし話を聞くことができました。 申請の農地は県から依頼されたものであると言われた。郊外の農地は41㎡で登記人は住所も不詳との事で、後は従兄弟の方が引き継ぐ事になっているという事です。以上です。
8番	(前田委員) 非農地認定につきまして、NO. 4の土地について調査しましたので報告します。調査日時は令和元年8月23日午後4時50分に現地調査をいたしました。 申請地は先ほど説明がありましたとおり、防災防止のため平成28年砂防ダムが完成しておりまして、令和元年7月に2期目の砂防ダムが完成しております。以前に県の用地担当者と不在者管財人から事前相談を受けた場所でもあります。農地としての再生は無理と考えます。非農地として認定してもやむを得ないと考えますので、委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上でございます。
7番	(前山委員) 非農地申請のNO. 5につきまして、8月の21日に自宅を伺いまして本人の弟さんと話をしました。以前は青年団が芋を作ったりしていたようです。 昭和40年代の話かと思えます。それ以来、何も作っていないようで、シイ、松の大木が茂っており、中に入ることはできず完全な原野化になっており再生は非常に困難であろうと思われまます。認定せざるを得ないと思いました。
議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)

	<p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第46号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第46号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>次の案件に会長報告がありますので議長を会長代理に交代します。</p>
議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>日程第6</p> <p>議案第47号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>71ページNO.7をお開き下さい。</p> <p>奄美市による浄水場建設のための除外申請となっております。</p> <p>土地の所在は笠利総合支所から北東に5kmの場所に位置します。1筆の2085㎡でございます。</p> <p>事業箇所は2筆になっておりますが、1筆は農振地域に含まれておりませんので、1筆だけの申請となっております。</p> <p>詳しくは農林水産課の方が見えておられますので説明をお願いしたいと思います。</p>
農林水産課	<p>(久保田係長)</p> <p>本件の申請者は奄美市でございます。</p> <p>この地域は、基盤整備事業が入っており、農振地区の真ん中でございます。通常の個別除外であれば当然除外対象外であります。本件の目的は笠利町における東部地区の浄水所の建設という事で、生活用水に係る部分でございます。農振法の規定がございまして、公共性が特に高いと認められる事</p>

業に係る施設については、速やかに農振地区から除外するという項目がございます。以上をもちましてご審議の程お願いしたいのですが、法律で除外するという事になりますので、皆様に市の事業という事と、生活用水に係るとい部分でご理解の方をお願いしたいと思います。

既に用地取得も済まされている状況ですので、事後承認という形になりますが是非ともご理解の方、お願いいたします。

議長

(榮会長代理)

それでは本件に対する担当調査委員の調査報告を求めます。

13番

(吉委員)

議案第47号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外についての調査報告をいたします。

申出人から申請のあったNO.7の2筆について調査を行いました。

8月14日午前9時頃に現場にて調査を行いました。

農用地利用計画変更申出書の内容は市の浄水所建設のためで業委員会の意見を聞くという事です。申出地は基盤整備地区の中にありスプリンクラーの設置された第1種農地で横には水道管やスプリンクラーの管が埋設された市道東部線があり、申出地は現在サトウキビが植えてありましたが、売買が見込まれているためか手入れはされておりました。

なお、公共的な浄水場建設のため土地収用法の水道法により、5条申請は行わないものと思われま。

第1種農地ではありますが、公共的な面から、支庁総合意見の内容からしても仕方がないものと考えま。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いま。

事務局

(竹田笠利分室長)

笠利建設課の水道係に確認を取りました。

事業箇所については水道管が通っているため仕方なくの選定だったという事を聞いております。合計で3筆を購入しているが、そう内の1筆が農振地域に指定されているという事で申請に至ったと確認が取れています。

議長

(榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

8 番	<p>(前田委員)</p> <p>地図をご覧ください。3筆の内1筆だけ農振地域に指定されて外2筆は除外されていますが、こういうことがあるのですか。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>元々農振地域から抜けていたのだと思います。</p>
農林水産課	<p>(久保田係長)</p> <p>本来なら地域指定しなければならない土地ですが、台帳上からも抜けております。</p>
8 番	<p>(前田委員)</p> <p>分かりました。</p>
議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>外に質疑はございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第47号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外については、これを認めることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第47号 奄美農業振興地域整備計画の変更 NO. 7については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>議長を交代します。</p> <p>(吉会長)</p> <p>議案第47号 奄美農業振興地域整備計画の変更NO. 6と8を議題といたしま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>55ページ NO. 6をお開き下さい。申し出人は名瀬の方で、申請地は市役所から北北東に8.5kmの場所に位置しており面積は55㎡になります。</p> <p>除外理由の目的は墓地の建設となっております。</p> <p>先ほど5条で墓地の申請があった案件と同時進行という事で除外申請に至っております。</p> <p>81ページ NO. 8をお開き下さい。申し出人は農家の方で、編入目的は事業活用のための申請でございます。</p> <p>申請地は市役所から北西に6.5kmの場所に位置しており面積は1筆330㎡になります。</p> <p>詳しくは農林水産課の方が見えておられますので説明をお願いしたいと思います。以上農業委員会の意見を求めます。</p>
農林水産課	<p>(久保田係長)</p> <p>NO. 6について、土地利用者の町内会からの要望でございます。</p> <p>集落墓地の拡張をしたいという事で、土地利用者の意向もあり申請が上がったものでございます。</p> <p>当該用地につきましては集落墓地の隣接地でございます。墓地建設拡張にあたりましては、墓地埋葬法という法律があり、環境対策課になりますが、隣接しているのであれば拡張を認めるということで説明を受けております。</p> <p>当該用地につきましては現況として原野になっております。</p> <p>農地としては利用価値がないと思われませんがご審議の程よろしく願います。</p> <p>続いてNO. 8については、果樹経営支援対策事業活用によるための編入でございます。申請地の周辺も農振地域に含まれており、申請地のみが農振台帳に載っていない状況でございます。</p> <p>現況は果樹園になっております。以上でございます、ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>(吉会長)</p>

それでは本件に対する担当調査委員の調査報告を求めます

6 番 (西委員)

農振除外NO. 6、作物が作れない畑であり、集落が墓地を作りたいという事で農振除外をよろしくお願ひしますという事です。

申請書の内容については間違いはないという事です。以上です。

7 番 (前山委員)

集落墓地拡張のためという事で、申請地は海岸沿いで完全な耕作放棄地で原野化しております。本地区は元々稲作が盛んな地区で、申請地も田んぼであったという事でございます。隣は墓地と通路の整備もされております。ご審議よろしくお願ひいたします。

6 番 (西委員)

NO. 8について、8月24日午後2時頃申請者と申請地でお話しを伺う事ができました。申請人は10年前に仕事を辞め、親の後継者として、パッション、タンカン、マンゴー計2ha程栽培されています。

今回の申請としての理由としては、タンカンの木が30年経つと枯れてきたので、事業を活用して改植するための編入で、申請内容には間違いはないという事です。以上です。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第47号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外・編入NO. 6と8については、これを認めることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

日程第7

議案第48号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

（吉会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第48号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

（「全員」挙手）

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第48号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第49号住用地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(原住用分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>作物は果樹となって3年間という事ですが、既に植えられているという事ですか。</p>
事務局	<p>(原住用分室長)</p> <p>兄弟による設定ですが、現在荒れているようで、作業を進め管理ができるようであれば更に更新を行い、果樹栽培をしていく予定でございます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他にございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第49号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第49号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。 連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。</p>

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和元年 8月26日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳